漢代の古官箴 論老?篇	
	佐 藤 達 郎
本稿では、揚雄から胡広に至る一連の漢代官箴の編纂過程、その背景	法言を作る、史篇は倉頡より善なるは莫く、訓纂を作る、箴は虞箴
について考察するとともに、訳注篇での基礎作業を踏まえ、それらの内	より善なるは莫く、州箴を作る(晋灼曰く九州の箴なり)、み
容に通底する傾向、および前漢の官箴から後漢の官箴にかけての、内容	な其の本を斟酌し、相い与に放依して馳騁すと云う。
上の変化について検討する。最期に、以上の検討を通じて漢代の官箴が	また後漢書胡広伝に
前後の時代の流れの上にいかに位置づけうるかを展望する。なお、漢代	初め、揚雄は虞箴に依りて十二州二十五官箴を作るも、その九箴は
の官箴に関する先行研究は訳注篇(上)でも触れたように皆無に等しい	亡闕せり。のち、涿郡の崔駰及び子の瑗、また臨邑侯劉騊駼、十六
が、とくに揚雄官箴について部分的に言及したものについては、以下の	篇を増補す。広、復た四篇を継作し、文は甚だ典美なり。乃ち悉く
行論で随宜触れることになろう。	首目を撰次し、之が解釈を為し、名づけて百官箴と曰う、凡そ四十
	八篇。
一 揚雄の官箴とその背景	とあり、さらに継作者の一人・崔瑗の「叙箴」(太平御覧巻五八八)に
	昔、揚子雲、春秋伝の虞人の箴言を読みて之を善みし、是において
訳注篇(上)でも述べたように、左伝(襄四)・虞箴に倣いつつ古典的	九州及び二十五官箴を作為し、匡救を規り、君徳の宜しき所を言え
官箴のスタイルを確立したのが、前漢末の揚雄であり、その編纂の経緯	り、斯れ乃ち体国の宗なり。
については漢書揚雄伝下の賛に次のように記され、	とある。まず、州箴の数に関して九州箴・十二州箴と食い違いのある点
其の意は文章もて名を後世に成すを求めんと欲し、以為らく経は易	については、前漢末期に十三州から十二州へ改制された現実を踏まえた
より大なるは莫く、故に太玄を作る、伝は論語より大なるは莫く、	もの、とする田中麻紗巳氏および王青氏の指摘。に従って十二州箴とす

大阪樟蔭女子大学論集第42号(二〇〇五)

## **夷代の日前**後 人田ムショヨ

には 作として十二州箴・二十一官箴、計三十三篇を集めており、 雄の箴のうち二十八篇が残っていたことになる。 胡広が四篇を増補して計四十八篇とした、という。 が して厳可均は次のように説明している。 七篇のうち九箴は「亡闕」 一州が当時の現実の州を踏まえたものと考えることができる。 次に、 :揚雄の真作にかかるか疑問なしとはしないものの、 ない、 尚書 めず、 り。 史令・国 博士の四箴、 信ずる可きなり 本集は整篇・残篇兼ねて載すれば、 らかなり。 伝と未だ合せず。 三篇を得、 に誤るれば録せざるを除くの外、 群書を徧索するに、 胡広伝によれば、 故に九箴亡闕す、 故に子雲は僅かに二十八篇のみ。 漢代の現実の州名が冠されるもののあることからも、 太常・博士の四箴、 二老・太楽令・太官令の五箴は闕文多し。 東漢時に視べて五箴を多く出す。 いわゆる亡闕なる者は、 崔駰・崔瑗に属す可きも、 猝かにその故を求むれども得ず、<br />
覆審して乃ち明 全漢文には十二の州箴が集められ、 というなり。 し、その後、 揚雄の作った十二州箴・二十五官箴、 初学記の潤州箴 芸文類聚は揚雄に作れば、 州箴十二・官箴二十一、凡そ三十 崔瑗や劉騊駼が十六篇、 亡あり闕あるを謂う。 故に三十 百官箴は整篇を収めて残篇を収 仍お一箴を多く出し、 群書の徴引は本集に拠る、 ・御覧の河南尹箴は顕らか \_\_\_\_\_ 方、 もし司空・尚書・太常 即ち後漢時代には揚 一篇あり。 交州のように経書 全漢文は揚雄 その四箴は亡せ それらの全て 必ずや拠りて この点に関 その司空・ 侍中・太 さらに 計三十 この十 胡広 Ó

るのが妥当であろう。

ても、 最後は始皇帝陵・阿房宮の造営、 周から春秋までの盛大な造営の諸事蹟とそれを難ずる経書の辞を列挙、 質朴の徳がたたえられ、転じて桀紂における豪奢と失政、 匠箴では、 基調をなすことである。例えばそのパターンが典型的に見られる将作大 歴史を鑑み、 世から夏・殷・周の王朝末期における失政を経、 の 作者名に違いのあるものについて-可能性を含み置いた上で、まずは 収められるものの全てが彼の真作とは断定できない 崔瑗の作とされるゆえ遽かに揚雄の作とはできない、 司空・尚書・太常・博士の四箴云々とは、 なるほど揚雄と胡広両者の侍中箴が存在することを整合的に説明はでき ないし懐疑的な四庫提要に対し、 (別集類一・揚子雲集) おおよその体裁について概観したい。 諸箴に共通するのは、 やはり牽強付会に過ぎよう。 まず堯舜から夏 以て帝王への戒めとする、 の指摘を踏まえるのであろう。 各官司の関わる政治の分野において、 (の恐らくは禹) それゆえの秦の滅亡を述べ、以上に鑑 積極的に真作を主張する厳氏の論理も、 ひとまず、揚雄官箴として全漢文に いわば没落史観に基づく鑑戒 これらが古文苑の注では崔 までの、 秦の暴政に至る衰亡の -特に、 作者の比定に慎 宮殿造営における とする四庫提 またついで西 諸書により 上古の治 駰 重 Z 要

戒め 様に、 は 官から帝王へ献ぜられる。このように揚雄官箴にあって、 みて宮殿造営に熱を上げ、 当該分野の為政に携わる官人らの用人、 の対象は帝王の、 戒めは各官司から帝王へと向けられている。 当該分野における為政であり、 国難を忘れることへの戒めの言葉が、 さらには官人自身の為政を より正 そのことは延いて 左伝虞箴と同 確に言うなら、 将作 の

戒めることにもなる。例えば衛尉箴では衛兵の任を失した斉桓公の例、
また衛兵の過怠ゆえ帝王を危難に陥れた荊軻・閻楽らの例が、戒めに挙
げられる。すなわち官司自身への戒めを説くものへと、官箴が転化して
いく契機が蔵されていることに注意したい。
内容の上では、各箴とも当該官職の具体的職掌、ないし現実の官制の
沿革については触れる所がほとんどなく、それゆえ近世の官箴との比較
の上で、これら漢代の官箴は抽象的・簡略と評されてもきた。一方、胡
広伝に「文は甚だ典美」と記されるように、五経や諸子を博引した荘重
なレトリックが駆使され、当該官の職掌に関わる歴代の事蹟が美文のも
とに語られる。そのことは結果として、当該官職の古制への比擬と理念
的(すなわち儒教的)美化をもたらすことになっている。たとえば宗正
箴・太常箴では周礼の宗伯、尚書箴では書・舜典の納言、大司農箴では
同じく后禝、侍中箴では書・立政の常伯に、それぞれの官が擬えられる
が如くである。石田秀美氏は揚雄官箴・州箴について、彼の他の著作と
ともに「復古による革新をめざす儒家の」政治理念、「経典に説く古制
に帰ろうとする意識」の表出として位置づけており。、彼の官箴におけ
る荘重なレトリックがもたらす先述の効果は、そういった政治意識のも
と、意図的に演出されたものと見てよいであろう。
揚雄の州箴・官箴の著作年代について、王青氏は元始五年(AD5)、
王莽が十三州を十二州に改めてより後、始建国元年(AD9)、官名を
一変するより前であるとして、初始元年(AD8)に繋年している◎。
「劇秦美新」(文選巻四十八)に見る如き彼の王莽政権賛美をめぐっては、

だが)と語った彼の諷諫の精神は、 者は将に以て風せんとするなり」(揚雄伝。 ŧ, 取りつつ、そこに自らの創意を込めるのが彼の方法であった。 の意識的批判であったと考えることも不可能ではない。 後の官名改革を批判するものになったであろう。あくまで推測だが、或 名に王莽改制前のものを用いたことは、少なくとも結果として王莽即真 莽の方針に賛同し、その制度を輝かしめることに、彼の目的の一つが のが妥当であろう。 官箴・州箴執筆と、当時における政治姿勢との関係は次のように考える 諸政策には批判的であった、とする王青氏らの説®に鑑みるなら、 かった儒教的復古への期待を寄せた、とする田中氏や周桂鈿氏の説。、 説あるが、当時の揚雄が王莽に対し、漢朝によっては成し遂げられな 王莽政権への阿諛、 て辞賦が専ら君主に媚びるものに堕している現状を彼は批判しているの を言えり」(先引「敘箴」)と評したことからも窺える所である。「賦なる 意を寓したであろうことは、 いは彼の著作を始建国元年より後に想定し、それを官名変更に対する彼 あった。一方でそれが意図されたものであったかはともかく、官箴の官 さらにその上で、彼が王莽即真後における官名・地名変更などの急進的 先に挙げた揚雄伝に、揚雄の数々の著作について「みな其の本を斟酌 左伝の虞箴がそうであったように、そこに箴本来の帝王への諌言の 相い与に放依して馳騁す」とあるように、古典の型式と精神を汲み 即ち漢朝の制度を儒教の経典に近づけようとする王 或いは保身のためのやむなき偽装、など古くから諸 のちに崔瑗が「匡救を規り、君徳の宜し所 諸箴にも底流していたと見なければ 但しその本来のあり方を失し 彼の諸箴 彼の

ならない。王莽政権に共鳴し、漢から引き継いだその典制を讃えつつ、	騊駼および崔駰・崔瑗父子であった。内容的検討に入る前に、作者の年
諷諫によって為政者を戒め、儒教的徳治に導くことがその著作の意図す	代と作者たちをめぐる状況について見ておきたい。
る所であったと考えられる。	劉騊駼は光武帝の甥、北海靖王康の孫に当たり、東観漢記の編者の一
それでは、彼が諌めようとしたのは王莽その人だったのであろうか。	人としても知られる。彼の事蹟を伝える後漢書・北海靖王康伝によれば
揚雄の諸箴が為政者への鑑戒を意図したであろうことは先述の通りであ	父の臨邑侯劉復は好学の士として明帝の侍講に与り、また班固・賈逵と
る。しかしそのことは、想定される読み手が同時代の為政者であること	ともに漢史の編纂に当たり、傅毅らはみな彼に宗事したという。劉騊駼
を必ずしも意味しない。確かに揚雄がある時までは王莽政権に対する賛	は安帝永寧年間(120)、鄧太后に召されて東観に入り、謁者僕射劉
同の意を表したとしても、彼自身は政治には縁遠い、班固の言葉を借り	珍とともに中興以下名臣列士傳(即ち東観漢記の一部)を著したとされ
れば「勢利に恬たる」文人学者であった。先に挙げた揚雄伝に「其の意	る。また後漢書張衡伝には
は文章もて名を後世に成すを求めんと欲し」たとあり、また彼が太玄経	永初中(107―113)、謁者僕射劉珍・校書郎劉騊駼等、東観に
の意を説いた「解難」(本伝所収)に「師曠の鍾を調ずるや、音を知る者	著作し、漢記を撰集し、因りて漢家の礼儀を定めんとして上言し、
の後に在らんことを竢ち、孔子の春秋を作るや、君子の前に睹んことを	衡の其の事に参論せんことを請うも、会たま並びに卒せり。
幾う」とあるように、彼が意識したのは多分に後世の読者であった。一	とあり、東観で著作を行った時期について北海靖王伝との間に多少の食
種の文学作品化と言ってもよい。帝王のみならず後世の広範な士大夫を	い違いがある。一方、劉珍の没年は本伝(後漢書文苑伝上)によれば順
読者として想定、彼らをして滅亡の軌跡に鑑み、正道に就かしめること	帝永建元年(126)の頃らしく、よって並びに卒したという劉騊駼の
が暗に意図されているのであり、彼の官箴が官司自身への戒めへと転化	没年もその頃と見られる。
する契機を蔵していたという先の指摘を、ここでも再び繰り返すことが	彼が劉珍とともに「漢家の礼儀」を編纂しようとしたという張衡伝の
できる。	記事を巡っては別稿®で取り上げたことがあり、外戚・宦官が専権をふる
	い、劉氏の皇統すらを左右した当時の政界状勢を背景に、混迷する朝廷
二 後漢における劉騊駼・崔瑗父子の増補	に再び秩序をもたらそうとする意図がそこに込められていたであろうこ
	とを述べた。そういった危機意識と匡救の念は、彼の官箴継作において

先述のように 後漢に入って揚雄の官僚に十六篇を追補したのか、 劉

について見ておきたい。 こあった。内容的検討に入る前に、作者の年

も底流していたと考えてよいであろう。

劉騊駼と崔駰父子との間に直接の人的関係のあったことを示す史料は	れ、彼の揚雄への傾倒が、官箴継作における一つの前提をなしているこ
ない。しかし、先述のように劉騊駼の父の劉復は班固、賈逵、傅毅らと	とは確かであろう。徳を守って孤高の道を志した彼も、やがて班固や章
の間に交流を持ったという。彼ら三人はいずれも扶風出身である®ばか	帝の推輓によって竇憲の知遇を得ることとなり、和帝の代、竇太后の臨
りでなく、ともに蘭台で後の東観漢記となる国史編纂事業に参与してお	朝称制下に竇憲の全盛時代が訪れると、彼もその府僚に辟せられた。以
り(後漢書傅毅伝)、その纂修事業を継ぐ者として、彼らの敬事した劉	前より外戚として身を慎むべきを竇憲に説いてきた駰は、府僚となって
復の息子・騊駼が再び東観に召されたとしても不自然ではない。一方、	からもたびたびその驕恣を諌め、ために疎んじられて地方官に転出させ
崔駰も後漢書本伝によれば「少くして太学に游び、班固・傅毅と時を同	られ、失意のうちに自ら官を去り、奇しくも永元四年、竇憲失脚の年に
じうし名を斉しうす」といい、竇憲の幕府に班固・傅毅とともに幕僚と	死去した。こうした彼の竇憲専権に対する姿勢は、彼をして諫言の書と
して仕えた。劉騊駼と崔駰とはいわば、国史編纂に携わった一群の扶風	しての揚雄官箴に心を致さしめた、大きな一因であったに違いない。
出身の博学者たちを介して、少なくとも間接的に、つながりを持ってい	早くに父を失った息子の瑗は、しかし「尽く能くその父の業を伝え」、
たことが推測できるのである。	賈逵のもとで経学を修め、兼ねて天文暦数に通じた。親友に馬融、張衡、
涿郡の名家に生まれた崔駰は若くして班固らと名を斉しくしたといい、	王符らがおり、特に彼と張衡との関係については後に再び触れたい。四
永元四年(92)すなわち班固が六十で獄死した年に卒しているので、班	十をすぎてようやく郡吏に出仕し、度遼将軍鄧遵の府僚を経、鄧遵が失
固とほぼ同年代の人と言ってよい。彼が揚雄官箴の継作を行った動機を	脚して彼も免官されて後に、車騎将軍閻顕の幕府に辟召される。太子を
考える上で注意すべきは、彼の著述における揚雄の影響である。典籍に	済陰王に貶め、北郷侯を安帝の後継に迎えた閻顕を諫めようとして聞き
没頭し仕進を気に懸けぬ若い日の彼を、ある人がとがめたのに対して彼	入れられなかった彼がひそかに済陰王擁立を画策するうちに、北郷侯
は答えた。	(少帝)は病死、宦官孫程らのクーデターで閻氏一族は倒され、再び済
時の人、其の太だ玄静なるを譏るらく、将に以て後名、実を失わん	陰王が皇帝に迎えられた。これが順帝である。顕の府僚であった瑗は連
とす、と。駰、揚雄の解嘲を作るに擬し、達旨を作りて以て之に答	座し、以前の彼の謀を知る人の弁護申し出を断って官界を去った。のち
う。(後漢書本伝)	大将軍梁商の幕府に筆頭で招かれたが、鄧氏、閻氏と再度貴戚に仕えて
揚雄の作に擬した「達旨」の中で主張される、勢利に恬淡とした自らの	不遇を見た彼はその招きを固辞し、以後は地方官を転任して六十六歳で
生活態度はまた、揚雄の生き様への共鳴でもあったであろうか。ともあ	世を去った。漢安元年(142)の頃と見られる。外戚・宦官による政

界壟断のただ中に身を置き、正道を志しつつも政変の波に翻弄されてき	の派閥的連帯があったことを先に推測したが、胡広と崔瑗との間にもま
た彼が、父の官箴継作をその精神とともに引き継ぎ、政治体制の是正と	た浅からぬ縁があったであろうことは、陽嘉元年(132)の左雄によ
いう現実政治ではなし得なかった自らの理想をそこに託したであろうこ	る孝廉制度改革に対してともに反対意見を表明していること(後漢書左
とは、先に挙げた彼の「序箴」中の「斯れ乃ち体国の宗なり」という言	周黄列伝・論曰)、また後年、胡広は中央政界を去った崔瑗を済北相に推
葉からも十分に察せられる。自身の体験した体制崩壊の危機に瀕し、君	挙していること(後漢書崔瑗伝)などから窺われる。
臣両者への戒めを詠った揚雄官箴を彼は国体の鑑として明確に位置づけ、	胡広の百官箴編纂については、先にも挙げた後漢書胡広伝に
それを意識的に継承したのであり、そこには「周官解説」執筆に情熱を	広、復た四篇を継作し、文は甚だ典美なり。乃ち悉く首目を撰次し、
傾けた親友・張衡と同様の姿勢を認めることができる。別稿で述べたよ	之が解釈を為し、名づけて百官箴と曰う、凡そ四十八篇。
うに張衡もまた権勢をほしいままにする宦官と対立しつつ、周礼に法っ	とあるように自身の四篇を加えた四十八篇を集大成、百官箴なる書名を
た漢朝の体制再建を志向して同書を完成させようとしたのであった。揚	冠した上で、「首目」すなわち総目次を付し、さらに「解釈」すなわち
雄の太玄経に深い共鳴を寄せた張衡が漢朝滅亡の予感を崔瑗に語ったよ	注解を施したことが分かる。彼が百官箴に付したという注解については、
うに、二人は来るべき破局への危機感と匡救の念を共有していたことと	残念ながらその佚文が残っておらず、具体的にどのようなものであった
思われる。そして張衡の未完の著作と同じく、崔瑗の継作した官箴もま	か知り得ない。ただ、晋書文苑左思伝の次の記事から、およその体裁を
た胡広によって最終的に完成を見るのである。	推測することはできる。
	張載、魏都に注を為し、劉逵、呉蜀に注して之に序して曰く、
三胡広の「百官箴」集成	此の賦の若きに至りては、議を数家に擬え、辞に傅け義を会し、抑
	も精致多し、夫の研覈せる者に非ずんば其の旨を練る能わず、夫の
先述の三人による官箴増補を承け、それに更に四篇を追加して「百官	博物なる者に非ずんば其の異を統ぶる能わず。世は咸な遠きを貴び
箴」四十八篇を集大成したのが胡広である。彼のプロフィールについて	て近きを賤んじ、肯えて物を明らむるに心を用うる莫し。斯文は吾、
は別稿でも述べたのでここでは詳述しないが、建寧五年(172)に八	焉を異とする有り、故に聊か餘思を以て其が引詁を為すこと、亦た
十二歳で没するまで長年政界の中枢にあり続けた中道の大物政治家であ	猶お胡広の官箴に於ける、蔡邕の典引に於けるがごとき也。
り、また典章故事に精通した博学者であった。胡広と張衡との間に一種	胡広の官箴注は劉逵らによる左思三都賦注、また蔡邕による班固典引に

類するものであったとことがここから窺われる。すなわち文選に収めら	る可能性については訳注で触れた。また崔駰の作として太尉・司徒・司
れるそれらの注と同様、典章名物への豊かな学識を織り込んだ訓詁を中	空・尚書・太常・大理・河南尹の七箴、劉騊駼の作として郡太守箴が収
心としたものであったと推測される。蔡邕が典章の学に於いて胡広を師	められる。うち、崔瑗の司空箴・太常箴は一に揚雄の作とされ、また劉
としたこと®を思えばそれはむしろ当然でもあろう。そして胡広の官箴	騊駼の郡太守箴の一部が一に崔瑗の作とされることは、訳注で触れた通
注がそのようなものであったとすれば、それは美文調の本文に訓詁と制	りである。さらに崔駰の尚書箴は初学記では後漢末の繁欽の作、また大
度の詳細を注解した彼の「漢官解詁」とも同様の傾向を持つものであっ	理箴も初学記では崔徳正なる未詳の人の作とされ、そもそも大理の官名
た、と言うことができる。「漢官解詁」の中で胡広は先駆者たちの遺志を	が前漢最末と曹操の魏国の一時期を除き、後漢時代にはないことを考え
継ぎつつ、王朝匡救の念よりむしろ客観的・学術的叙述を前面に出した	れば、後漢の作であるか疑問が持たれるところである。これらのように
こと、その背景に彼の政治姿勢とともに学術界の潮流があったことを別	特に崔駰・劉騊駼のものについては作者の比定に混乱が見られるため、
稿で指摘したが、そういった姿勢は「百官箴」の編纂においても一貫し	ここでは訳注で取り上げた崔瑗官箴、および追補したという四篇中、三
ていたことと思われる。彼の編纂事業が、新たな篇目の追加よりむしろ	篇を残す胡広官箴を中心に、その傾向を見てみたい。崔瑗と胡広との間
諸篇の整理・集成と注解に重きを置いていたことも、その一つの現れで	に先述のような姿勢の差異があったとするなら両者の傾向は本来分けて
あるに違いない。そして、彼のそのような客観的態度は、後述のように	述べるべき所であろうが、両者の作の間に内容上、明瞭な差異を見いだ
「百官箴」が王朝を越えて次の時代に影響を与えていく、一つの原因と	しがたいため、ここでは一括して扱うこととする。
もなったのではなかろうか。	まず篇目について見れば、当時における比較的緊要な・関心の置かれ
	た問題と関わる官職が取り上げられる傾向を指摘することができる。す
四 後漢の官箴における一般的傾向	なわち河堤謁者箴の背景には訳注でも指摘したように明帝時代の循吏王
	景の事蹟が意識されていると思われ、また侍中という近侍の職、北軍中
以上、劉騊駼・崔瑗父子から胡広に至る後漢時代の作者たちをめぐる	候という宮禁の職、司隷校尉という百官督察の職が取り上げられる背景
概況について見てきたが、そういった周辺的状況が官箴の内容にどのよ	には、外戚・宦官の専権、それへの防遏という焦眉の問題のあったこと
うな影を落としているかを内容に即して確認しておきたい。全後漢文に	が窺われる。辺都尉箴には羌賊反乱に代表される辺防の危機、陵令箴に
は崔瑗の作として七篇を収めるが、そのうち中塁校尉箴が揚雄の作であ	は後漢時代に流行する厚葬の風などを背後に想定し得ようし、東観箴に

至っては和帝時代以後、蘭台に代わってここが史料編纂と宮廷学問の中	広にあっては、自身の造詣
心となったこと、そこに劉騊駼や張衡ら官箴の作者とその関係者が深く	できよう。
関わったこと、などが当然想起される。	こうした近古の史実の援望
次に、おそらくはそのような緊要の問題意識と不可分に、後漢の官箴	らすことになる。ときに晦;
の中には明らかに官司自身への戒めを意識したものが見られるようにな	平明な印象を与えるのも、
る。例えば崔瑗の北軍中候箴では、親衛の臣の怠慢が君主に災いする恐	らにそれは、官箴自体に一て
れを説くことで、言外に彼らの勤勉が奨励される。また司隷校尉箴では、	なっている。各官司が背後
司直が法に則り正しい行いをする必要、また彼らの不正邪悪が賢士を陥	司の沿革そのものではない
れる危険が説かれ、以て彼らの正行が期待されるが如くである。先述の	化と言ってもよい。その方
ように、揚雄官箴が既に蔵していた官司への戒めの要素を、これらは顕	の諸箴にはその傾向がより
現させたものと言える。ちなみに崔瑗の宗人・崔琦の「外戚箴」(後漢書	る理念的美化とある面で対・
文苑伝上)が、帝王を諫める伝統的型式を踏襲しつつ明らかに梁冀自身	あらしめる効果を生むこと.
を戒めているのも、当時「箴」一般がそのような転化を見せつつあった	そのような効果を高める
ことの一例証である。	き規範とされる例の見える
第三に当然というべきか、揚雄官箴と異なり、楚漢興亡期から前漢時	箴では清静無為の治を行っ
代の事蹟が鑑戒の糧として引き合いに出される例が多見される。例えば	が、また胡広・辺都尉箴で
東観箴では巫蠱の乱、関都尉箴では劉邦・項羽の入関、河堤謁者箴では	の薄葬の遺令がそれぞれ讃
武帝時代の洪水、北軍中候箴では鴻門の会、司隷校尉箴では戻太子事件、	それは、漢制を顕揚する志
侍中箴では漢初の籍孺ら佞臣および宣帝期の石顕ら中書宦官、哀帝期の	ろう。胡広・侍中箴の冒頭
佞臣董賢が、いずれも戒むべき過去の事蹟として挙げられる。自身歴史	えつつも、一方で漢書叙伝
家でもあった劉騊駼、および国史編纂関係者と親交のあった崔駰が前漢	武」を意識している、言い
時代の史実に詳しかったのは当然とすべきで、また班固以後の崔瑗・胡	れば「尊儒宣漢」®―が影を

こうした丘丘の長り爰曰よ、吉根にして宮薮の内容に具象生をらたできよう。 広にあっては、自身の造詣に加え漢書の影響®をそこに想定することも

ば「尊儒宣漢」®―が影を落としていると思われることも、そういっては「尊儒宣漢」®―が影を落としていると思われることに、前漢時代の事蹟が則るべそのような効果を高めるものとして第四に、前漢時代の事蹟が則るべそのような効果を高めるものとして第四に、前漢時代の事蹟が則るべ

た志向の現れと見なしうる。	このような、秦代における「吏」への戒めの言葉と漢代官箴書とを比べ
危機意識の表出、その結果としての漢制の顕揚、―「漢官解詁」の編	たとき、二点に於いて後者の、前者からの発展を指摘することができる。
纂過程においても見られた、このような志向性を持った漢代の官箴は、	第一は、前者にあっては行政機構末端の「吏」が一括されていたのに対
胡広の最終的な集大成により、いわば漢制の記念碑として次代に遺され	し、後者においては各官司の職掌別の個別化がなされていることであり、
た。そして、その中であまたの修辞によって飾られた各官司の像は、そ	第二は、前者においては「吏」の長上者・職務への忠誠が一方的に期待
の典美な表現ゆえにこそ、次の時代の現実政治における一つの規範と	されたのに対し、後者においては帝王への戒めに託して官司が戒められ
なっていくのである。最後にそのことを述べるとともに、漢代の古官箴	る、換言すれば君臣両者の間で規範が共有されていることである。恐ら
の歴史的な位置づけについて改めて展望しておきたい。	くその発展は、秦から後漢にかけての「吏」「官」をめぐる観念の変化に
	対応しつつ®、尚書の諸篇のような古典回帰-儒教化と言い換えてもよ
五 漢代の古官箴の歴史的意義と次代における展開	い-を志向したものと評価しうるであろう。
	漢代官箴書は、続く魏晋時代にどのような影響を与え、どう継承され
官僚への戒めの書として漢代官箴を見たとき、我々は既にその前例を	たのであろうか。初学記巻十一、吏部尚書条に載せる西晋・李重の吏部
知っている。『尚書』の諸篇はその古典的な先蹤であり、時代を降って	尚書箴序には次のようにある。
より具体的なものとして雲夢睡虎地秦簡「為吏之道」を挙げることがで	李重、吏部(一に選曹に作る)尚書箴を為り、序に曰く。重、曹郎
きる®。	を忝なくし、九流を銓管し、清濁を品藻す、祗慎すと雖も寄する所
●凡そ吏たるの道は、必ずや精絜(潔)にして正直、愼謹にして堅	を知る莫し。
固、審悉にして私毋く、微密にして韱(纖)察、安静にして苛毋く、	以下が切れているが、恐らく言わんとする所は、銓衡の任に当たって慎
審らかに賞罰に當る。	重な人事を進めるべき所、依拠すべき心得がなくては覚束ないので、そ
吏に五善有り、一に曰く中(忠)信にして上を敬う、二に曰く	こで私は以下の箴を作った、ということであろう。同じ箇所に引かれる
精(清)廉にして謗毋し、三に曰く事を擧げて審らかに當る、四に	李重集佚文に
曰く喜びて善行を爲す、五に曰く龔敬にして譲多し。五者畢く至ら	重、選曹尚書と為り、選曹箴を著し、これを左右に置き、以て審才
ば必ずや大賞有らん。∞	の官(宜の誤りか)を明らかにす。

「一個」での 「「」」」で 「」」」」で 「」」」」で 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」」 「」」」」」 「」」」」」」 「」」」」」」 「」」」」」」」」		卿考課、一に曰く邦国を建つるを掌り、以て制治を考う。二に曰く   ④田中氏前掲書、及び周桂鈿『王莽評伝―復古改革家』(広西教育出版社、	意を受けて撰じた「百官考課」の次の佚文である <sup>®</sup> 。	て作用しえた。そのことを側面から示唆するのは、魏・王昶が司馬懿の 四、一九八一年)。	えに当時の官人が遵守すべき儒教的道徳に合致し、いわば内的規律とし   ②「揚雄と桓譚―両漢の際における儒家の生き方―」(『文化』四四―三•	表現を見せる。抽象的にも見えるそれらの典美な修辞は、むしろそれゆ    び王青『揚雄評伝』(南京大学出版社、二〇〇〇年)六八頁。	を踏襲する形を取っており、漢代のものと同様に典故を多用した典美な   ①田中麻紗巳『両漢思想の研究』(研文出版社、一九八六年)九四頁、及	しい検討をすることは控えるが、それらの多くは基本的には漢代の官箴 注	これら西晋時代の官箴の内容については、紙幅の都合もありここで詳	となる者のための心得」でもあった。	ならず、凡そ御史中丞の任に就く者を広く戒める、すなわち「御史中丞の上に成立するものと思われるが、ここでは予測としてとどめておくこ	彼の御史中丞箴は李重の吏部箴と同様に自身への「勗励」であったのみ    爲近侍之最、詮衡人物、擢盡才良、爲選司之最…」)は、こうした前例	中丞たらば、通じて以てこれを箴せんと欲すればなり。	以て自ら勗励す。自箴と云わずして御史中丞箴と云うは、凡そ御史   あってこそ、その現実的意義を持ち得たに違いない。唐考課令・二十七	むも、忝なくも垂翼の責めを累せんことを懼れ、且か斯の箴を造り、  な言葉も、右のように古典的官箴が現実の政務に生かされていた場に	百官の箴は、以て王闕に箴す。余、先君の蹤を承け、位を憲台に窃   ここに見える各官の職務と、それに対する評価基準を示した一見抽象的	御史中丞箴は、次のような序文から始まる。	例をなお挙げるなら、初学記巻十二、御史中丞条に載せる西晋・傅咸の    て讜言を考う。四に曰く王命を出納し、以て典政を考う。五に曰く	このように西晋時代、官僚の政務のための心得書として官箴が作られた    に曰く万機を綜理し、以て庶績を考う。三に曰く進視惟れ允り、以	み、文字通り座右の銘としてそれを常に参照していたことが窺われる。    尚書侍中考課、一に曰く六材を建つるを掌り、以て官人を考う。二	吏部尚書となった李重は、自らの政務のために心得書としての官箴を編明慎し、以て留獄を考う。(北堂書鈔巻五十三)	とあるのは、先の引用文の後欠部分を要約したものと思われる。即ち、       を考う。匹に曰く衆職を共属し、以て総摂を考う。五に曰く用刑を
--	--	---	---------------------------------------	--	---	--	--	------------------------------------	---------------------------------	-------------------	--	--	---------------------------	---	--	---	----------------------	--	--	--	--	---

- (20) 255 -

『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年、所
⑭中村圭爾「初期九品官制における人事について」(川勝義雄・礪波護編
時代にかけての官僚像の変化を指摘する。
「吏」呼ばれた秦・前漢時代から、官僚の門閥士族化のはじまった後漢
位』(中華書局、二〇〇二年)は、高級官僚までが胥吏階層に淵源する
おける秦代の「吏」の理想像を明らかにする。また閻歩克『品位与職
意義─」(『日本中国学会報』四七号、一九九五年)は、睡虎地秦簡に
⑬湯浅邦弘「秦帝国の吏観念―雲夢秦簡「語書」「為吏之道」の思想史的
⑫釈文は『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)によった。
年)下篇第二節の指摘による。
⑪郭成偉主編『官箴書点評与官箴文化研究』(中国法制出版社、二〇〇〇
⑩『班固与漢書』(山東人民出版社、一九七九年)一二四頁。
する。
九八四年、所収)は後漢における『漢書』の広範な受容と影響を指摘
⑨吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」(同氏『六朝精神史研究』同朋舎、一
⑧福井重雅「蔡邕と『独断』」(『史観』第一〇七号、一九八二年)。
章第二節。但し同氏は、崔駰は班固と志向を異にしたとする。
同氏『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五年) 第二
⑦東晋次氏も、班固ら三輔出身の一群の知識人らの派閥関係を指摘する。
四号、二〇〇三年)。以下、別稿とはこの論文を指す。
⑥拙稿「胡広『漢官解詁』の編纂─その経緯と構想─」(『史林』八六巻
⑤王氏前揭書第三章第三節。

年)三三三~三三五頁	⑮仁井田陞『唐令拾遺』	収)に、この百官考課について簡単な言及がある。
<b></b> 人。	](東京大学出版会、	味について簡単な言及
	一九八三年、	反がある。
	初版一九三三	

一部である。